

第九管区海上保安本部公示第65号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年12月9日

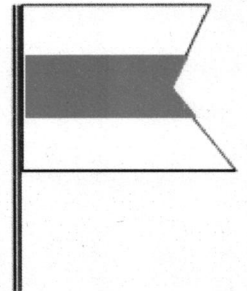
第九管区海上保安本部長

渡邊 保範



新潟西港及び新潟大堰下流の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 国土交通省 北陸地方整備局 信濃川下流河川事務所
住 所 新潟県新潟市中央区文京町14番13号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 新潟西港及び新潟大堰下流（付図に示すとおり）
期 間 令和3年12月16日から令和4年1月31日のうち3日間
- 3 水路測量の実施方法
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う
- 4 航行船舶に対する安全措置
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



付図

